

ご案内

1. 当院では厚生労働大臣が定める基準による看護をおこなっている保険医療機関です。
当院は急性期一般入院料6の届出を九州厚生局へおこなっております。
1日に看護を行う看護職員の数70%以上という基準を満たしています。
2. 当院は看護、給食、及び寝具設備の基準による看護を行う保険医療機関ですので、
患者様負担による付添看護は認められておりません。
3. 在宅医療の推進に取り組んでいます。医師、看護師、理学療法士、栄養士が患家に赴き、
入院同様に充実した療養生活を送られるように応援しています。